

成績評価と単位の認定について

成績評価

各科目の成績は、試験の成績、平素の学修状況（授業中の小テストなどを含む）等によって総合的に評価される（評価方法及び評価基準の詳細については、各科目のシラバスを参照）。

以上によって判定された成績評価の区分は次のとおりである。

100～90点	S	合格 [単位認定]
89～80点	A	
79～70点	B	
69～60点	C	
59点以下	D	不合格（定期試験未受験、レポート未提出、出席不良等を含む）。

成績通知

成績は、各学期末に通知する。成績通知の時期と方法は次のとおりである。

【時期】

- ・前期で終了する半期科目の成績……………8月下旬
- ・後期で終了する半期科目および通年科目の成績……………2月下旬

【方法】

「でんでんばん」による成績照会で確認すること。

なお別途、学生本人及び保証人（保護者）宛に「成績通知書」を送付する。

※授業の方法及び内容並びにその性質により、授業科目の一部については、別途学期の途中で成績評価の通知を行うことがある。

※納付金の納入が滞っている学生は、その状況により成績通知及び各種証明書の発行を行わない場合がある。

※成績評価に関する問合せは各学期末の所定の期間内に行うことができる（問合せ対象は当該学期に履修した授業科目に限る）。

単位の認定

規定の時間数（**授業回数の3分の2、介護福祉専攻の「介護実習」は5分の4**）以上出席し、試験等により合格（C以上）と認められた場合には、所定の単位が認定される。

【単位認定科目】

授業の性質等により段階評価及び点数区分によらず、合否の判定が行われ単位が認定されるものを単位認定科目という。

本学における単位認定科目は次のように分類される。

- ・学内開設科目

「福祉キャリア講座」、「保育インターンシップ」等

* 単位認定科目については「履修要項」を参照のこと。

- ・学外の学修による読替え科目、単位互換科目等

「学外で修得した単位等の取り扱い」を参照のこと。

なお、合格の場合の成績評価の表示は「認」として単位を認定し、不合格の場合の表示は「否」として単位の認定は行わない。

卒業認定

本学に4年間在学し（編入学の場合を除く）、学科所定の授業科目及び単位数を修得した者について、教授会における審議を経て学長が卒業を認定する。

学外で修得した単位等の取り扱い

教育上有益と認めるときは、学外で修得した単位を、次により本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる（学則第27条～第29条）。

- (1) 他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位
→ 60単位以内で認定
- (2) 短期大学、高等専門学校専攻科又は学校教育法第58条の2に規定する高等学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修
→ 上記(1)と合わせて合計60単位以内で認定
- (3) 入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（本学開設の「社会福祉入門」を含む）
→ 上記(1)および(2)と合わせて合計60単位以内で認定

なお、単位の認定を希望するときは、前期履修登録期間中、その他大学が指定する期間に本人自ら学修内容を証明する書類を添し、所定の様式をもって願い出ること。詳細は、学生支援課に問い合わせること。

[ボランティア活動の単位認定について]

(1) 単位認定の条件

ボランティア養成講座の受講+35時間のボランティア活動
または45時間のボランティア活動

(2) 単位認定までの流れ

- ① 地域交流センターを通じてボランティア先を決定*1
（「ボランティア登録申請書」を記入）
- ② ボランティアに参加
- ③ 地域交流センターに「ボランティア報告書」を提出
- ④ 単位認定条件を満たすと発行される「ボランティア活動証明書」を地域交流センターで受取る。*2
- ⑤ 「ボランティア活動証明書」と「単位認定願」を学生支援課に提出し、所定の手続きを行う。
- ⑥ 「社会福祉入門」（総合教育科目／教養基礎科目1単位）の単位が認定される（すでに修得済の場合は、単位認定を受けることができない）。

*1 自分でやりたいボランティアを見つけた場合、事前にそのボランティアの募集に関する資料を、地域交流センターに持参する。また、ボランティア活動保険未加入者は、地域交流センター担当者の指示に従い、必ず保険に加入のこと。

*2 「ボランティア報告書」の内容によっては、書き直しやボランティア活動として認められない場合もある。

【注意点】

- ・単位認定手続きは、その年度の12月の最終授業日までに行う。
- ・「福祉マインド実践講座」など、ボランティア活動を単位認定の要件としている授業で行った活動は認められない。
- ・「ボランティア活動報告書」は、ボランティア活動を行った日から1ヶ月以内に提出する。
- ・ボランティア活動時間には現地までの移動時間を含まない。
- ・高校生の時に、本学主催の「夏期福祉総合講座」を受講し、単位を修得した学生は単位認定を受けることができない。
- ・ボランティア活動時間は、次年度以降に繰り越しができる。